



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 212 ●

介護保険関係の所得控除

今回は、介護保険に関係のある所得税・住民税の控除についてご紹介します。

1. 介護保険サービスの利用に係る費用 ➡ 医療費控除※

※医療費控除 = 医療費控除の対象額 - 10万円または総所得金額などの合計の5%のいずれか少ない額
1年間に支払った医療費 - 保険金などで補てんされる金額

介護保険サービスごとに、医療費控除の対象となる金額が決められています。

対象となるサービスをご利用の場合、費用を支払った際に受け取る領収書に、医療費控除対象額が記載されていますのでご確認ください(1月から12月までに支払った分が対象です)。

医療費控除を受けるためには、確定申告の際に「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

サービスの種類(介護予防を含む)		医療費控除の対象となる範囲		
在宅サービス	医療系	①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導	サービス費の自己負担分	
		④通所リハビリテーション	サービス費の自己負担分と食費	
		⑤短期入所療養介護	サービス費の自己負担分と食費、滞在費	
	福祉系	⑥訪問介護(生活援助中心型を除く) ⑦訪問入浴介護 ⑧夜間対応型訪問介護 ⑨通所介護・認知症対応型通所介護 ⑩地域密着型通所介護	⑪小規模多機能型居宅介護 ⑫短期入所生活介護 ⑬第一号訪問事業 (生活援助中心型を除く) ⑭第一号通所事業	サービス費の自己負担分 ※①～⑤のサービスと併せて利用する場合のみ、医療費控除の対象。
		施設サービス	⑮介護老人保健施設 ⑯介護療養型医療施設 ⑰介護医療院	サービス費の自己負担分と食費、居住費
⑱介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)			サービス費の自己負担分と食費、居住費のそれぞれ2分の1の額。旧措置入所者は対象外。	

※高額介護サービス費の払い戻しを受けた場合は、払い戻し金額を差し引いた残りの金額が対象(⑱は高額介護サービス費の払い戻し金額を差し引いた残りの金額の2分の1)。

※①～⑤の医療系サービスは支給限度額を超えた自己負担分も対象となるが、⑥～⑭の福祉系サービスは支給限度額を超えた自己負担分は対象外。

◆ 寝たきりの場合のおむつ代の医療費控除の取り扱い

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められれば、医療費控除の対象になります(医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です)。また、この控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定などを受けている方は、黒潮町の交付する「確認書」で代用できます。「確認書」については介護保険係へお問い合わせください。

2.要介護認定を受けている方 ➡ 障がい者控除

65歳以上の要介護1～5の認定者で知的障がい者・身体障がい者に準ずると黒潮町長が認めた場合は、障がい者控除の対象となります。この控除を受けるには、障がい者控除対象者認定が必要ですので、介護保険係へ申請してください。

3.介護保険料 ➡ 社会保険料控除

1月から12月までの1年間に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。

納め方	社会保険料控除が受けられる方
特別徴収(年金から納めている)	被保険者本人のみ
普通徴収(納付書や口座振替で納めている)	被保険者本人、または本人の代わりに介護保険料を支払った生計を同じくする家族

- 所得税の申告に関すること 中村税務署 ☎35-2135
○住民税の申告に関すること 本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113

介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116

役場からのお知らせ

ねんきんコーナー

¥ 簡単便利なねんきんネット

「ねんきんネット」とは、インターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンから次のような情報が確認できます。最新の年金加入記録を確認できます。

◆年金記録照会で確認できること

- これまでの年金加入履歴
- 国民年金加入記録(国民年金の加入月数、各月の納付状況、納付可能な月 など)
- 厚生年金加入記録(厚生年金の加入月数、資格取得、喪失年月日 など)

国民年金保険料の未納や免除、学生納付特例制度または納付猶予制度の適用を受けている期間などについて、今後納付する月数や金額の確認ができます。

国民年金保険料や国民年金付加保険料が未納になっている期間や、国民年金保険料の免除、学生納付特例制度または納付猶予制度の適用を受けている期間などについて、今後納付する月数や金額を確認できます。なお、納付月数・金額を入力した後で、その条件を基に年金見込金額を試算し、納付する場合と納付しない場合との年金見込金額を比較することもできます。

将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます。

◆年金見込額試算で確認できること

- 現在の年金制度で60歳まで年金を納付した場合の試算ができます。
 - 今後の職業や収入を質問に答えて試算できます。
 - 詳細な条件をご自身で設定して試算できます。
 - 年齢ごとの年金の見込額 ●年金受給開始の年齢 など
- その他、年金受給に関する各種通知書の確認もできます。



◆利用登録は、とっても簡単

パソコン・スマートフォンから「ねんきんネット」で検索、もしくは次のQRコードを読み取っていただき、ねんきんネットのページへアクセスしてください。新規登録画面から、基礎年金番号、メールアドレス、アクセスキー(ねんきん定期便などに記載されている17桁の番号)を入力することで、ユーザIDが発行され、登録完了となります。このユーザIDと設定したパスワードを使用して、「ねんきんネット」へログインすることで、利用ができます。また、マイナンバーカード利用者であれば、ユーザID・パスワードを入力することなく、マイナポータル経由でログイン可能となっています(マイナポータル利用の際には、4桁の利用者証明用電子証明書の暗証番号が必要です)。詳しくは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル(☎0570-058-555)」へお問い合わせください。



ねんきんネット



- お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
- 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
- 日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

ⓘ 黒潮町光ネットワークサービスの一時停止のお知らせ

センター設備の改修工事のため、下記のとおり、一時的に全てのサービス(ケーブルテレビ・インターネット・告知放送)を停止します。ご利用の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

- ◆停止する期間 ※停止は2回行います。
- 【1回目】12月20日(水) 午前2時~午前5時
- 【2回目】12月22日(金) 午前2時~午前5時

- ◆停止するサービス
- ケーブルテレビ・インターネット・告知放送

- お問い合わせ
- 本庁 情報防災課 情報推進係 ☎43-2188
- 光NWサービスセンター ☎0800-200-1373

ⓘ 幡東都市計画公園および中村都市計画公園の都市計画変更のお知らせ

幡東都市計画公園(土佐西南大規模公園(大方地区および佐賀地区))および中村都市計画公園(土佐西南大規模公園(中村地区))の都市計画の変更について、高知県決定となりましたので、お知らせします。

なお、本件についての資料は、本庁まちづくり課で縦覧できます。

- お問い合わせ
- 本庁 まちづくり課 土木係 ☎43-2115



ⓘ 皆さん「事業承継」の準備は進んでいますか

事業承継の取組は、後継者の育成も含めると5年から10年かかると言われており、早期かつ計画的な取組が必要です。

経営者の皆さんは60歳を過ぎたら準備をはじめましょう。まずは、高知県事業承継・引継ぎ支援センターやお取引金融機関、顧問税理士などにご相談ください。

専門家のサポートを受けながら、補助金や融資制度などの支援制度を活用し、徐々に事業を引き継いでいくことをお勧めします。

- お問い合わせ
- 高知県事業承継・引継ぎ支援センター
- ☎088-802-6002
- 〒780-0870 高知市本町4-1-32(こうち勤労センター4階)
- 高知県商工労働部経営支援課 事業承継・診断担当
- ☎088-823-9697
- E-mail:150401@ken.pref.kochi.lg.jp



事業承継に関する補助金や融資制度